附　則

（施行期日）

1　この省令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第七十号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

2　日本郵便株式会社は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の郵便法施行規則の規定に適合する郵便業務管理規程（郵便法第七十条第一項に規定する郵便業務管理規程をいう。）を定めることができる。

○総務省令第三十号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第三十五条の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第四条**　［略］ ［2～33　略］	（定義） **第四条**　［同上］ ［2～33　同上］
34　この省令において「市場参加者」とは、時価の算定の対象となる資産若しくは負債に関する取引の数量及び頻度が最も大きい市場、当該資産の売却による受取額を最も大きくすることができる市場又は当該負債の移転による支払額を最も小さくすることができる市場において売買を行う者であって、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。 一　それぞれ独立しており、関連当事者でないこと。 二　当該資産又は当該負債に関する知識を有しており、かつ、全ての入手可能な情報に基づき当該資産又は当該負債について十分に理解していること。 三　当該資産又は当該負債に関して取引を行う能力があること。 四　当該資産又は当該負債に関して自発的に取引を行う意思があること。	［新設］
35　この省令において「時価の算定に係るインプット」とは、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いると仮定した基礎数値その他の情報（当該資産又は当該負債に関する相場価格を含む。）をいう。	［新設］
36　この省令において「観察可能な時価の算定に係るインプット」とは、時価の算定に係るインプットのうち、入手可能な市場データ（実際の事象又は取引に関して公開されている情報その他の情報をいう。）に基づくものをいう。	［新設］
37　この省令において「観察できない時価の算定に係るインプット」とは、時価の算定に係るインプットのうち、観察可能な時価の算定に係るインプット以外のもので、入手可能な最良の情報に基づくものをいう。	［新設］